

## 生野区役所附設会館利用料金減免規程

### (趣旨)

第1条 大阪市区役所附設会館利用料金等の減免に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、利用料金を減免することができる団体等及び行事又は集会の基準を明らかにするため、生野区役所附設会館利用料金減免規程を次のとおり定める。

### (減免基準)

第2条 利用料金を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる各種団体等が行う公益的な行事又は集会で、直接、市政、区政に寄与すると認められるものため、区役所附設会館（以下「会館」という。）を使用するとき。
- (2) 区役所の事務及び事業又は会館の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うコミュニティ活動の振興に関する事業を実施するため、会館を使用するとき。
- 2 別表2に掲げる各種団体等が主催する行事又は集会で、本市が協力する必要があると認められるものため会館を使用する場合は、利用料金の2割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）を減額することができる。
- 3 第1項の別表1及び第2項の別表2における「その他区長が必要と認める団体」として減免の対象とするかどうか判断する必要がある場合、指定管理者は、区長と協議のうえ、区長が必要と認めた場合に限り、免除又は減額することができる。

### (減免手続)

- 第3条 利用料金の減免を受けようとするものは、指定管理者に対して、使用申込書に添えて利用料金減免申請書（以下「減免申請書」という。）を提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の減免申請書を受理したときは、要綱及びこの減免規程に基づき、その内容を厳正に審査し、適當と認めたときに限り、減免の措置をとるものとする。ただし、審査にあたり疑義等が生じた場合、指定管理者は、区長と協議のうえ、減免の対象とするかどうかを決定する。

### 附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 1. 免除団体と内容(全免)

## ア 地域活動協議会等地域コミュニティに寄与する団体

団体名称	内 容
地域活動協議会の認定に関する要綱第3条に基づく認定団体	区 全 体 の 行 事 に 限 る
生 野 区 地 域 振 興 会	区 の 行 事 等 に 限 る
大 阪 市 コ ミ ュ ニ テ イ 協 会	収 益 事 業 を 除 く
生 野 区 親 交 会	区 の 行 事 等 に 限 る

## イ 社会福祉関係団体

団体名称	内 容
大阪市生野区社会福祉協議会	区 の 行 事 等 に 限 る
生野区民生委員児童委員協議会	〃
生野区身体障害者団体協議会	〃
生 野 地 区 保 護 司 会	〃
生 野 区 更 生 保 護 女 性 会	〃
生 野 区 老 人 ク ラ ブ 連 合 会	〃
生 野 区 母 と 子 の 共 励 会	〃
生 野 区 遺 族 会	〃

## ウ 社会教育関係団体

団体名称	内 容
生 野 区 P T A 協 議 会	区 の 行 事 等 に 限 る
生 野 区 体 育 厚 生 协 会	〃
生 野 区 青 年 团 体 連 合 会	〃
生 野 区 子 供 会 育 成 連 合 会	〃
生 野 区 青 少 年 指 導 員 連 絡 協 議 会	〃
日本ボーイスカウト生野区協議会	区内各団体の合同主催行事に限る
ガールスカウト生野区育成協議会	〃
生 野 区 視 聴 觉 教 育 协 議 会	区 の 行 事 等 に 限 る
大阪市スポーツ推進委員生野区協議会	〃
生 野 区 青 少 年 福 祉 委 員 連 絡 协 議 会	〃
生 野 区 人 権 啓 発 推 進 会	〃
生 野 区 人 権 啓 発 推 進 員 連 絡 会	〃
生 野 区 B B S 会	〃
「少年の町生野区」推進委員会	〃
生野区青少年健全育成推進協議会	〃
生 野 区 青 少 年 育 成 推 進 会 議	〃
生 野 区 学 校 保 健 协 議 会	区 全 体 の 行 事 に 限 る

## エ 上記以外の団体

団体名称	内 容
生 野 区 商 店 会 連 盟	区 の 行 事 等 に 限 る
生 野 防 火 协 力 会	〃
生 野 交 通 安 全 协 会	〃
生 野 产 業 会	〃
生 野 防 犯 协 会	〃
生 野 区 食 生 活 改 善 推 進 員 协 議 会	〃
生野区健康づくり推進協議会(カトレア会)	〃
生活習慣病予防教室終了者の会(ひまわり会)	〃
生 野 区 選 举 管 理 委 員 会	公職選挙法による投開票又は選挙会等に限る

## オ その他区長が必要と認める団体

## 2. 減額団体と内容(2割減)

## ア 地域活動協議会等地域コミュニティに寄与する団体

団体名称	内 容
地域活動協議会の認定に関する要綱第3条に基づく認定団体	各 認 定 团 体 が 主 催 す る も の
生 野 区 地 域 振 興 会	連 合 ・ 町 会 の 主 催 す る も の
大 阪 市 コ ミ ュ ニ テ ィ 協 会	収 益 事 業

## イ 社会福祉関係団体

団体名称	内 容
大阪市生野区社会福祉協議会	地 域 社 协 の 主 催 す る も の
生野区民生委員児童委員協議会	地 区 协 議 会 の 主 催 す る も の
生野区身体障害者団体協議会	各 部 会 が 主 催 す る も の
生 野 地 区 保 護 司 会	地 区 保 護 司 会 が 主 催 す る も の
生 野 区 老 人 ク ラ ブ 連 合 会	校 下 老 人 ク ラ ブ が 主 催 す る も の
生 野 区 母 と 子 の 共 励 会	单 位 会 が 主 催 す る も の
生 野 区 遺 族 会	支 部 が 主 催 す る も の

## ウ 社会教育関係団体

団体名称	内 容
生 野 区 P T A 協 議 会	单 位 P T A の 主 催 す る も の
生 野 区 体 育 厚 生 协 会	区 が 共 催 す る も の
生 野 区 青 年 团 体 連 合 会	单 位 青 年 会 が 主 催 す る も の
生 野 区 子 供 会 育 成 連 合 会	单 位 子 供 会 が 主 催 す る も の
生 野 区 青 少 年 指 導 員 連 絡 協 議 会	校 下 組 織 が 主 催 す る も の
日本ボーイスカウト生野区協議会	各 団 が 主 催 す る も の
ガールスカウト生野区育成協議会	〃

## エ 上記以外の団体

団体名称	内 容
生 野 区 商 店 会 連 盟	单 位 商 店 会 が 主 催 す る も の
生 野 防 火 协 力 会	支 部 及 び 部 会 が 主 催 す る も の
生 野 防 犯 协 会	支 部 が 主 催 す る も の
そ の 他 区 長 が 必 要 と 認 め る 团 体	区 の 行 事 等 に 限 る

## オ その他区長が必要と認める団体